

指導行政のポイント

学校組織に“中間管理職”を導入

菱村 幸彦

東京都教育委員会は、新しい人事考課制度の導入に続いて、今度は学校運営組織の改革に乗り出した。

各学校に“主幹”を置く

主任制の見直しは、教育行政上の懸案である。平成10年に、中央教育審議会が地方教育制度のあり方について答申を出した。その答申のなかで、学校の自主性・自律性の確立のために、学校運営組織の見直しを行う必要があると指摘し、職員会議と主任制のあり方の見直しを提言した。

このうち、職員会議については、平成12年に学校教育法施行規則の一部が改正され、その法制化が実現した。しかし、主任制についてはまだ見直しが行われていない。そこを、都教委が国に先んじて取り上げたわけだ。

さる10月25日、都教委は「主任制度に関する検討委員会」の中間まとめを公表した。それによると、こんな提案をしている。

各学校に、新たに「主幹」を置く。主幹は、担当する校務に関する事項について、教頭を補佐し、教諭等を指導・監督する。

主幹には、教諭を充てる。主幹の選考・配置などの任用管理は、都教委が行う。

主幹には、職責に応じた処遇をする。処遇は手当でなく給与として支払う（給料表に特2級設ける）。

管理職として位置づける

この提案から明らかなように、各学校に置かれる「主幹」は中間管理職として位置づけられている。これが実現すれば、現行の学校運営組織に大きな改革をもたらすだろう。

周知のように、現行の主任制は中間管理職ではないと性格づけられている。主任の職務について、学

校教育法施行規則は、「連絡調整及び指導、助言に当たる」（22条の2ほか）と規定し、事務次官通達は「主任等は、いずれも中間管理職ではない」と示している。

このように、主任制が中間管理職でない性格づけられたのには経緯がある。もともと中教審の四六答申（昭和46年）は、中間管理職としての主任の制度化を提言していた。

それを実施する段になって、当時、三木内閣のもとで学者文相として話題となった永井道雄文部大臣の強い意向により、「主任制は管理職ではなく、指導職である」と性格づけられたわけである。

“主任制”見直しの必要性

いまさらグチを言っても始まらないが、あのとき、別の大臣のもとで、主任の制度化が行われていたらどうなったかと思う。おそらく一時的には紛糾しただろうが、もっと学校運営組織として機能する制度となったのではないか。

ところで、主任制は、国の法令として決められているので、主任の性格を変更するには、法制上の手当てが必要となる。

この点、東京都の案では、教育委員会の固有の権限である学校の組織編成権に基づき、まず主幹職を設け、その主幹に主任を兼務させる方法をとっている。現行の法令のままでも特に問題はないものと考えられる。しかし、いずれ主任制そのもののあり方を見直す必要があるのではないか。

（ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員）

“読本シリーズ”最新刊 好評発売中

- 『発展的学習の指導の手引き』高階玲治編・2100円
- 『子どもの学力読本』新井郁男編・2100円

本紙はホームページからも閲覧できます

★教員の人事考課は時代の要請、さけて通れない課題

佐藤 全編 / A5判・260頁・定価2100円

★指導力不足教員への学校管理職の対応 ●教育開発研究所刊●

八尾坂 修編 / A5版・240頁・定価2100円

『教員の人事考課読本』 『「指導力不足教員」読本』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）